

オックスフォード大学
REES センター

効果的な親子の里親委託

国際的な文献レビュー

Nikki Luke、Judy Sebba

謝辞

初期の草稿に対して、Paul Adams、Prof Jason Brown、Phyllida Brown、Jane Butler、Dr Cinzia Canali、Jim Cockburn、Gabrielle Jerome、Prof Ernesto Macaro、Dr Sara McLean、Sally Melbourne、Mariela Neagu、Aoife O'Higgins、Prof Ian Sinclair、Dr Tiziano Vecchiato、Jasmine Williamson からいただいたコメントに感謝いたします。また、Lynne Blencowe、Jenny Harris、Dr Helen Holgate など、コメントや支援を提供してくださった里親養育者の方々にも大変感謝しています。最終的なテキストの責任は著者に帰属します。

Rees Centre for Research in Fostering and Education (リース里親養育・教育研究センター) は、国際的な児童サービスプロバイダーである Core Assets Group の支援を受けており、英国および国際的な里親養育サービスに特に関心を持っている。センターの研究課題は、Core Assets をはじめとする英国内外の主要な利害関係者と協議しながら進められる。これらの利害関係者には、子どもとその里親養育者、ソーシャルワーカー、自治体、公的セクターと独立セクターの管理者が含まれる。実施される研究とその出版は、大学の倫理プロセスに準拠し、特定の利害関係団体や資金提供者から独立して行われる。

Nikki Luke、Judy Sebba

オックスフォード大学 リース里親養育・教育研究センター

2014年2月

© 2014 REES CENTRE. 無断転載を禁じます。

ISBN : 978-0-9576782-8-6

eISBN : 978-0-9576782-9-3

本報告書は早稲田大学社会的養育研究所がオックスフォード大学 Judy Sebba 教授から許可を得て、原著 Effective parent-and-child fostering. An international literature revieww(2014)を日本語訳したものです。

日本語訳作成をご快諾いただいた Judy Sebba 教授、監訳チームで本論文をご担当いただいた京都府立大学の山口敬子准教授、そして本事業に助成していただいた日本財団に心より感謝申し上げます。

早稲田大学社会的養育研究所
所長 上鹿渡和宏

目次

要旨	4
主な知見.....	5
政策と実践のための提言	7
さらなる研究のための提言	8
本文	9
レビューの背景.....	9
目的と範囲	14
方法論	15
出版の状況	15
主な知見.....	16
現在のエビデンス基盤の限界.....	28
結論	29
政策と実践のための提言	31
さらなる研究のための提言	32
参考文献	33
付録 A	36

要旨

親子の里親委託（親子委託）は、数は少ないが、里親制度を概観するにあたり重要な割合を占めている。このような専門的な里親委託は、子どもの監護が脅かされているコミュニティにある脆弱な家族や、被養育中に親になったティーンエイジャーを支援し、評価するために提供される。これは、親子アセスメントユニットや支援付き住宅スキームなどの代替手段と並ぶ選択肢である。親子委託の提供を選択するフォスタリング機関は、子どもの最善の利益となることが、養育後の成果を生み出すために有効であると知る必要がある。これらの成果には、親子が一緒に暮らす可能性が高まること、自立して生活するスキルを高めること、子どもが持つニーズに関する理解の向上が含まれると考えられ、同様に、子どもを親から引き離すという決定も、透明性をもって適切な時期にアセスメントされ、過度に遅れることなく子どもが永続的な生活環境に移ることができれば、「良好な」成果とみなすことができる。さらに、良好な成果につながる、親子委託のアレンジメントに特有の側面を理解することは、これらのサービスの開発に寄与することができる。

この国際的な研究のレビューは、「良好な」親子委託とは何かについての現在の知識を明らかにするために行われた。里親養育を受けた若者において10代で妊娠するリスクが高まる要因や里親養育における性教育というよりもむしろ、成功した提供方法の側面を特定することに焦点を当てた。主なレビュー課題は以下のとおりであった。

- 親子委託を行う場合、どのような提供形態が有効か？

電子データベースとウェブサイトを利用して、英国と北米で行われた35件の研究、報告書、テンプレートを特定した（その他の国の研究は除外していないが、検索では明らかにならなかった）。親子の里親養育における効果的な提供の詳細が記載されているすべての文書を含めた。方法論や、著者が選択した里親養育後の「成功」の指標（自立した生活、ペアレンティングスキル、子どもの利益のための分離など）に基づいて文書を除外することは行わなかった。

主な知見

レビューの結果、親子委託の効果に関する文献にはいくつかの重要なテーマがあることがわかった。全体として、これらのテーマは、アレンジメントによって子どもと一緒に里親家庭で暮らす成人の親を対象とした研究や、父親ではなく母親を対象とした研究に対して、被養育中に親になるティーンエイジャーを対象とした研究の文献が不均衡であることを反映している。なお、英国では、(養育を受けていない)成人の親が子どもと一緒に里親家庭に住むことを正式な専門用語では「親子アレンジメント」と呼んでいるが (Adams および Dibben, 2011)、この文書では簡略化のため「親子委託」としている。

文献では以下のことが示されている。

- 若い親、里親養育者、ソーシャルワーカーが特定した「良好な」委託の特徴としては、里親養育者と若者との良好な「相性」、明確な「家庭のルール」、彼らの委託に関する決定に若者自身が関与すること、養育者やソーシャルワーカーとの安定した関係を提供することなど、一般的に若者の里親委託を成功させるために必要なものであった。
- そのほか、肯定的な提供に寄与した要因としては、以下のような、親子委託に特有のものがあつた。
- 若い親のために提供されるサービスに彼らを参加させることの重要性。
- 親の言葉に耳を傾けるなど、信頼できる大人（通常は里親）が一貫して支援することにより、親は安心して打ち明けられるようになり、親のためのサービスの利用を手助けできる。
- 親の能力を評価する際の里親の役割や、子どもの「子守」としての役割を養育者にどの程度期待できるかについての明確な合意。
- ティーンエイジャーらしくあることを認められること。例えば、里親が時々子守をして、若い親が友人と外出できるようにすること。
- 全体的に見て、親子委託の成果に関する報告は非常にまちまちである。委託終了後に親子が離別する可能性は、15% (Barth および Price, 1999) から 84% (Martin および Davies, 2007a, 2007b) まで、研究によって大きく異なる。このようなばらつきは、これらの研究における委託件数が少ないことを反映していると考えられるが、措置、母集団の特徴（薬物乱用のある親など）、スキームの目的（アセスメント、支援、治療的介入など）、親に提供されるサービスの違いによるものである可能性もある。
- 里親家庭で暮らす若い親は、しばしばスティグマを押されていると感じていた。このような委託にはアセスメントの要素が「組み込まれている」ことが多いため、彼らは他の若い親よりも多くのことを期待され、常に監視され、子どもを取り上げられるのではないかと恐れていたと報告している。
- ケアを受けている親は、ソーシャルワーカーに「裁かれている」と感じるだけでなく、ソーシャルワーカーとの交流が断続的で支援が不足しているために、ソーシャルワーカーとの関係が害されていると感じていた。一方、養育離脱支援チームは、一般的に支援の提供者として肯定的に評価されていた。

- 委託解除となる若い親は、見捨てられたと感じることが多い。電話での交流、必要に応じたカウンセリングへのアクセス、ピアサポートグループ、住居・教育・雇用に関する実用的な支援などはすべて、里親家族との交流を延長させる重要な理由であった。特に成功の妨げとなっているのは、利用可能な住宅が十分でないことであった。
- 里親委託における親の経験に関する研究の多くは、委託中または養育から離脱した直後に妊娠した若者に焦点を当てており、子どもと一緒に里親家庭に入居する成人の親の意見に関するエビデンスはほとんどない。
- 成功の可能性を向上または低下させる、措置の具体的な特徴を明らかにするために役立つと思われるエビデンスは非常に限られている。ある報告（Barth, 1994）によれば、長期の滞在と薬物乱用治療サービス（これが問題となっている場合）への参加が、より大きな成功につながっていることが示唆されている。養育者との関係と里親委託後の成果との関連性に関するエビデンスは、後ろ向き面接（retrospective interviews）や個別のケーススタディに依存している。

政策と実践のための提言

成果に影響を与える可能性のある親子委託に関する具体的な側面については、強固なエビデンスが限られているため、政策や実践、さらなる研究への提言は、必然的に慎重なものとなる。政策と実践のための提言は以下の通りである。

- 里親委託後の親の成果に影響を与える可能性のある人間関係（里親養育者との関係や子どもの他方の親との関係など）を壊すことなく、適切な選択肢である場合には、専門的なトレーニングと支援を伴う、より専門的な親子の措置を提供する。
 - 親子委託を提供する専門的な里親と委託中の実親の両方が、より多くのピアサポートを受けられるようにする。
 - フォスタリング機関やソーシャルワークの専門家は、子どもと一緒に里親家庭で暮らす親がソーシャルサービスに参加したがることを理解する必要がある。必要なアセスメントは、親がスティグマを押しされていると感じないように配慮して行われなければならない。
- ・10代の親に対しては、より長期的な成果を確保するために、特にペアレンティング、住宅、教育に関して、法定養育年齢を超えて支援を拡大する方法を模索する。
- 国際的には、フォスタリング機関は、委託中の子どもに関するデータを収集する際に、委託中の若い女性が母親となっているかや妊娠しているか、若い男性が父親となっているかについての記録を含むべきである。こうすることにより、より良い提供方法の計画に役立ち、比較研究が可能になる。

さらなる研究のための提言

今回のレビューでは、特定の措置要因を用いた、里親委託後の成果を予測するための前向きなデザインを採用した研究が不足していることが明らかになった。以下のようなさらなる研究が必要である。

- 親子委託において何が機能しているのかについての強固なエビデンスを提供するため、一般化を可能にするような縦断的な研究や比較デザインを含むこと。
- 里親委託サービスの提供者が効果的な提供の特徴をより明確にできるように、措置に関する特定の側面を里親委託後の成果に結びつけること。
- 委託解除となった利用者を対象とする知見と委託中の利用者が対象とする知見を区別すること、および異なる措置形態を区別すること。
- アレンジメントにより子どもと一緒に里親家庭で同居する成人の親も含めること。
- 里親家庭における父親の経験を調査すること。

本文

レビューの背景

親子委託とは、子どもが両親のどちらか一方または両方と一緒に里親家庭で生活する措置形態である。この提供形態は、親の育児知識、感情的スキル、メンタルヘルス、社会的ネットワークなどの原因により、子どもの保護が脅かされている脆弱な家族（Martin および Davies、2007a）と、すでに社会的養護下にある妊娠したティーンエイジャーを支援し、アセスメントするために存在する。親と子どもに与えられる法的地位は個々の状況によって異なる。例えば、親や子ども、あるいはその両方が法的に国の保護下に置かれている場合の措置が含まれる（Adams および Bevan、2011）。

フォスタリング機関は、以下の2つの大まかな親のグループに対して専門的な措置を提供している。つまり、すでに社会的養護下にあり、措置中に親になるティーンエイジャーと、地域社会で生活しており、自分の子どもと一緒に里親委託措置に移行する成人が対象である（Adams および Dibben、2011）。Donnelly および Wright（2009）は、英国のある自治体に関する報告で、親子委託がさまざまな形を取るようになったのは最近の変化で、以前は主に若い初産婦が利用していたが、現在では、例えば危険な社会的ネットワークなどによって、ソーシャルサービスに特に関心を持つ30代、40代の女性にも利用されていると報告している。

親子委託の最終的な目的は、子どもにとって最も適切となる永続的な選択肢を決定することである。そのため、育成・支援とアセスメントのいずれをどの程度提供するかは措置によって異なる（Adams および Bevan、2011）。育成・支援の措置では、親が子どもの世話をする能力を身につけられるように支援することが目的であり、これはリスクの低い状況で課題となる（Adams および Dibben、2011）。

アセスメント措置においては、里親養育者が親子の交流を観察することが、子どもの将来の生活環境を決定するために用いられるペアレンティング能力アセスメントの一部となる。このような措置は、アセスメントを目的として、より明確に構成されていることが多く、一定期間継続するようデザインされている。

里親はアセスメントに貢献することはできても、主導することはできない点に留意することが重要であり、これは通常、ソーシャルワーカーの役割であり、確立されたチームの一員として行う場合もあれば、個人で行う場合もある。

実務的には、アセスメントの要素を含む措置の多くにおいて、里親によるペアレンティング支援も行われている。South West Regional Improvement and Efficiency Partnership Project（SWRIEPP、2011）の報告書によれば、英国で最近注目を集めている児童保護に関する事件（「Baby P」のケースなど）は、よりリスク回避的なシステムをもたらし、アセスメント措置の必要性を高めている。著者らは、アセスメント措置は質が高く、なおかつ費用対効果の高いものでなければならないと指摘している。

従来、里親委託サービスでは、親子の措置の需要を評価することが困難であった。ニューヨークで行われたある調査（Krebs および de Castro、1995）では、社会的養護下にある若者のうち妊娠した人数、また子どもと一緒に専門的な里親や入所型施設への措置となったティーンエイジャーの人数を、児童福祉機関は把握していないことが明らかになった。同様に、英国の11の自治体を対象とした Corlyon および McGuire（1999）の研究では、調査対象となった自治体のほとんどで、妊娠中またはペアレンティング中の10代の若者についての記録を残していなかった。

データの入手可能性は、時間が経過しても改善されていないようである。「社会的養護下にある若者のうち妊娠した人数や親になった人数についての何らかのデータが入手可能なのは、調査対象となった

自治体の40%未満であり、若い父親についてのデータを有している自治体はほとんどなかった」(Chaseら、2006、p. 447)

このギャップは、英国政府が発表した、社会的養護下の子どもに関する自治体によるデータ収集の手引きにも反映されており、社会的養護下の若い女性が母親となっているかについては記録する必要がある一方、妊娠の状態や若い男性が父親となっているかについては記録する必要はない (Department for Education、2013)。

ニーズは地域によって異なると思われるが、ある英国の独立里親フォスターリング機関は、受領する紹介のうち約10%を親子委託が占めていると推定している (Adams および Dikken、2011)。

親子委託については、代替の提供形態の文脈において考える必要がある。このグループを対象とする措置の他の形態としては、入所型施設での養育、母子施設、小規模グループホーム、支援付き住宅スキームなどがある。例えば、Collinsら (2000) と Vorhiesら (2009) は、米国の若い母親を対象とした、グループホームと個別アパートの2つの「生活プログラム」について説明している。さまざまな支援やトレーニングサービスを提供するスキームで生活することは、肯定的な成果と関連している。Vorhiesら (2009) は、母親に対して非現実的なペアレンティングの役割を期待されることが、時間の経過とともに減少したことを報告している。また、多くの母親が学校に再入学したり、就職したりしていることがわかったが、これは必ずしも継続するものではなかった。第2のスキームに参加した若い母親たちへの面接 (Collinsら、2000) では、彼らがペアレンティングや家庭運営のスキルを学ぶ機会、およびスタッフや他の親が提供する情緒的な支援を大切にしていることが明らかになった。

滞在期間はプログラムへの満足度と正の関係があったが、大規模な施設に滞在している人は全体的に満足度が低い。

このように一人ひとりに目配りできないことは、望ましい措置の選択肢として、個別の親子委託があるという主張を裏付けるものと考えられる。

親子委託に関する文献を見ると、この分野ではさまざまな優れた実践方法が提供されているようである。Adams および Dikken (2011) が英国の自治体や独立プロバイダーと議論した結果、専用のアセスメント質問の例、リスクアセスメントの書式、親や専門家向けのリーフレット、セットアップミーティングのテンプレート、委託契約書、記録様式などが作成されており、使用されていることがわかった。多くの組織が専門的な訓練を提供しており、その例として、英国の Action for Children は、親子の里親養育者との活動がエビデンスに基づいたものになるように、入手可能な文献をレビューしている (Action for Children、2011)。

実践面でも研究面においても、親子委託に対する関心が高まっているにもかかわらず、対象となるすべての家族に措置を提供するための (資金面および訓練された里親の人数面での) 十分なリソースを確保することは依然として課題となっている。

1995年の Krebs と de Castro の報告によれば、2人以上の子どもを持つ母親を受け入れる委託先が最も不足しており、適切な委託先が見つかるまで、どちらの子どもと一緒にいるかを選ばなければならない、もう一人の子どもとは引き離されるケースもあった。2005年、Gotbaum がニューヨーク市の里親委託フォスターリング機関を対象に行った調査によれば、若い親向けの資金やサービスは不十分であり、専門的な親子委託を受けている若い母親は25%のみであった。

専門的な養育者が不足していることも、英国における若い親たちに影響しており、Donnelly および Wright (2009) の報告によれば、親子委託は自治体の外で行わなければならない場合が多い。

さらに、Price および Wichterman (2003) は、全国的に、多くの「シェアード・ファミリー・ケア」¹プ

プログラムが資金不足のために中止されたと記している。

研究者は、「成功した」委託とは何を意味するのかを評価することで、親子向けの提供方法の開発に重要な役割を果たすことができる。

しかし、Chase ら (2006, p. 448) は、「若者がそのような措置で過ごすべき期間、また、成果に対する相対的なコストについてなどの重要な疑問は、いまだにほとんど解決されていない」と指摘している。このレビューでは、親子委託における特定の側面（親に提供されるサービス、または里親の特徴など）と里親委託後の成果との関連性について知識が不足していることなど、さらなる未解決の問題を明らかにする。

1 「シェアード・ファミリー・ケア」という言葉は、「親と子どもに対して家庭外養育を計画的に提供することで、親と受入側の養育者が子どもの養育を同時に共有し、協力して親による自立した家庭内養育を目指す」ことを指す (BARTH, 1994, p. 516)。

親とは誰のことか？

里親養育を受けている間に親になるという経験に関するエビデンスをレビューする前に、このような状況にある人々が親としての自分の役割をどのように考えているかを理解することが重要である。この集団の親は以下の2つのグループに分けられる。つまり、委託中に親になるティーンエイジャーと、子どもと一緒に里親委託アレンジメントに移行する成人の親である。

社会的養護下において親になるティーンエイジャー

10代の妊娠は社会的な問題として語られることが多いが (Rofe, 2008)、社会的養護経験のあるティーンエイジャーにとって、親になるということは変革的な経験をもたらすものである。

社会的養護下あるいは措置終了後の10代のペアレンティング（親業）に関する定性的研究において面接を受けた若い親の多くは、自分の子どもや親としての経験について肯定的な感情を抱いており (Barn および Mantovani, 2007 ; Chase ら, 2006, 2009 ; Haight ら, 2009 ; Knight ら, 2006 ; Tyrer ら, 2005)、子どもの世話をする機会を、社会的養護から移行するための肯定的な理由と見ている (Sinclair ら, 2005)。

子どもの誕生は、若者たちの人生において多くの重要な役割を果たしていると考えられる。

まず、多くの若い親は、子どもには感情的なニーズを満たす能力があると話す (Barn および Mantovani, 2007 ; Knight ら, 2006 ; Love ら, 2005)。Pryce および Samuels (2010) の研究では、若い女性の多くにとって、母親になることは「家族としての帰属意識にプラスに寄与する関係を初めて経験することであり、その家族の中では自分の価値やその一員であることを疑われることがない」(Pryce および Samuels, 2010, p. 208) としている。Maxwell ら (2011) の研究に参加した若い女性たちは、このことのマイナス面も認識しており、子どもに拒絶されることへの恐れを表明した母親もいた。

第二に、子どもたちの存在は、社会的養護下の若者たちに人生を前向きに変えようとする動機を与えることができる (Barn および Mantovani, 2007 ; Chase ら, 2006, 2009 ; Haight ら, 2009 ; Love ら, 2005 ; Tyrer ら, 2005)。

Corlyon と McGuire (1999) が面接した若者たちは、親になったことで責任感を持つようになったと感じていたが、経済的な困難や自由が少なくなることも、親になることに伴うものだと認識していた。

この動機は、自分の親よりも良い親になりたいという願望により促進される (Barn および Mantovani, 2007 ; Love ら, 2005 ; Pryce および Samuels, 2010)。

Maxwell ら (2011) の面接対象者は、母親になることで、自分が経験したことのない「良好な」ペアレ

ンティングを提供するチャンスを得たと感じていたが、この約束を果たせなかった時のことを思い出して失望していた。他の研究における母親と同様に、Tyrer ら（2005）が面接した父親たちは、自分の父親よりも優れたペアレンティングをする機会だと考えていたが、彼らは社会的排除（犯罪、経済、雇用、教育などの面において）や他人への信頼感の欠如がそれを困難にしているとも感じていた。

最後に、親になることで、社会的養護下の若者が彼ら自身のレジリエンスを自覚できるようになる。Maxwell ら（2011）の面接調査では、若い母親たちは母親になることでコントロール感やレジリエンスを高めることができたが、一部の人は時折余裕が必要と感じており、それは獲得することが困難であった。

また、レジリエンスは個人の成長にも関連していた。Corlyon および McGuire（1999）の面接対象者の多くは、妊娠は偶発的なものとしていたが、親たちはそれが教育や就職の妨げになるとは感じていなかった。

しかし、Haight ら（2009）の研究では、面接対象者たちは、ペアレンティングを成功させるための課題の一つとして、家庭での役割と仕事や学校との両立の問題を挙げている。

自分の子どもと一緒に里親委託措置に移行する成人の親

子どもと一緒に里親家庭に委託された成人の親の経験に関する研究は少ない。我々は、親になることに対する彼らの態度を検討した研究は存在しないことを確認した。また、今回のレビューでは、このグループを対象とした研究は、措置のいくつかの側面を検証しているが、違いをもたらした要因は何だったかについての親の見解については検証していないことが明らかになった。

養育者とは誰のことか？

親子委託は彼らにさまざまな課題をもたらすため、専門的な養育者が必要となる。このことは、若い親たちの経験からも明らかである。Chase ら（2009）が面接したある母親は、里親委託中に妊娠した際、同居していた里親が、彼女が必要としていたスキルや知識を持っていなかったため、専門的な措置が必要だと感じた。一部のフォスタリング機関は特有のアセスメント手続きを有しており、Adams および Dibben（2011）は、里親になることを希望する人の資質として、養育中に「必要十分な」ペアレンティングを許容する能力、児童保護に対する意識、実親との協力、記録の保存とアセスメントへの貢献、現実的な問題（生活空間など）を、追加で評価することを推奨している。

文献によると、この点に関しての提供はまちまちであることが示唆されている。1994年、イリノイ州の Children's Home and Aid Society は、そのシェアード・ファミリー・ケア・スキームにおいて里親（「リソース・ペアレント」）向けの専門的なトレーニングを提供しており（Barth, 1994）、これは継続されている。他にも、Price および Wichterman（2003）は、米国の多くのシェアード・ファミリー・ケア・スキームで使用されている「メンター」の役割について説明している。メンターは、家族の宿泊施設を提供し、ペアレンティングに関する助言をするが、子どもに対する主要な責任は負わない。子どもの養育責任は親が有する。マッチングのプロセスは長期化する傾向にあり、家族は通常、措置が始まる前にメンターと数回面会することになる。メンターは専門的なトレーニングを受け、個人やグループによる支援を受けることができ、給与が支払われる（通常の里親手当と専門的な里親の里親手当の間）。同様に、英国のある自治体のスキーム（SWRIEPP, 2011）では専門家向けトレーニングが提供されており、自信のつくコミュニケーション、観察と記録のスキルをテーマにしている。

当該自治体は、里親養育募集とアセスメントの際に応募者の詳細を記録する「Form F」

（British Association for Adoption and Fostering, 2008）と併用する、特別なアセスメントツールを開発した。

対照的に、Adams および Bevan（2011）の調査では、ロンドンの3つのフォスタリング機関は、親子の

養育者に特化したアセスメント、承認、監督、トレーニングの方針と手順は存在しないことを認めている。

同様に、Gotbaum (2005) が調査したニューヨーク市の養育機関の半数以上が、若い親と協力する里親養育者向けの特別なトレーニングは存在しないと答えている。

親子委託を担当する里親への面接では、その仕事を「価値があり、やりがいがあって、満足感が得られるものだ」と感じていることが明らかになった (Adams および Bevan, 2011, p. 34)。Adams と Bevan の研究では、里親は自分の役割を、親および子の両方の異なるニーズを支援することだと考えている。これはしばしば、ティーンエイジャーを「ペアレンティング」するという困難だけでなく、親が彼らとは異なるやり方したり、同意できないことをしたりしたときにそれを許容するという困難を伴う。この調査に参加した 8 人の専門的な里親のうち、この措置形態を希望して里親としてのキャリアを開始したのは 1 人のみで、親子委託を担当する里親として評価されていると感じているのはこの 1 人のみであった。

目的と範囲

この国際的な研究のレビューでは、親子委託について取り上げている。この調査は、措置を効果的なものにするための要因を明らかにする目的で行われた。主なレビュー課題は以下の通りであった。

- 里親家庭で親子が同居する場合、どのような提供形態が有効か？

本レビューでは、社会的養護下の10代における妊娠のリスク増加を予測する要因（Svobodaら、2012などの過去のレビューを参照）や里親養育における性教育のテーマの調査までは対象としていない。

方法論

本レビューでは、効果的な親子委託に関する国際的な文献から得られた知見をまとめている。英国や北米で作成された研究や報告も含まれているが、これは、これらの国においてこの専門的な措置形態について関心が高いことを反映している。ERIC、PsycInfo、ASSIA、SCOPUS、Social Policy and Practice、Social Services Abstracts、Social Sciences Citation Indexを含む多数の電子データベースを検索した。さらに、British Association for Adoption and Fostering、The Fostering Network、Social Care Institute for Excellence、Chapin Hall、Casey Family Programsなどの主要な児童研究機関のウェブサイトを検索し、関連する出版物を検索した。

検索には、「foster care」、「foster parent」、「substitute care」、「out-of-home care」などの里親養育に関する異なる国際的な用語や、「parent and child」、「parent and baby」、「mother and child」、「mother and baby」、「father and child」、「father and baby」、「parenting teen*」、「teen* parent*」、「teen* mother*」、「intergenerational placement*」、「shared family care」などの重要な用語が含まれている。参考文献がある場合は、その関連性を確認した。親子委託の有効性について言及しており、定量的および定性的な方法論を用いているすべての出版物を対象とした。措置の「成功」についての定義は限定せず、「肯定的」対「否定的」な親子委託に関する要因について述べたすべての報告を含めることにした。措置終了後の成果の概念化についても同様に限定せず、措置終了後の親の成果について述べている研究であれば、どのような研究でも含めることを許容した。最後に、国際的な里親養育の政府間パネルに連絡を取り、文献検索では明らかにならないような提供方法についての助言を受けた。我々は、今回の検索方法では特定できなかった報告が国際的に存在する可能性を認める。

検索プロセス、および特定された研究の参考文献から、35件の雑誌記事、報告書、テンプレートを特定した。

本レビューに掲載された35件の出版物のうち、16件は主に社会的養護下の親が後ろ向き面接（retrospective interviews）で報告した経験に（例：Chaseら、2009；Loveら、2005）、6件はより養育者や実践者の見解に焦点を当てており（例：AdamsおよびBevan、2011；Rutmanら、2002）、6件は既存の行政データの分析（例：DonnellyおよびWright、2009；PriceおよびWichterman、2003）、4件は特定のスキーム（Nelson、1992；SistoおよびMaker、1989）や個々の親（Kretchmarら、2005；Worshmanら、2009）のケーススタディについての報告、3件は文献レビュー（Barth、1994；BarthおよびPrice、1999；Connollyら、2012）であった。

出版の状況

このレビューに掲載されている出版物は、以下の国で制作されたものである。

米国 17

英国 15

カナダ 3

出版物の詳細は、付録Aの表1に記載されている。

英国では、(社会的養護を受けていない) 成人の親が子どもと一緒に里親家庭に住むことを正式な専門用語では「親子アレンジメント」と呼んでいるが (Adams および Dibben, 2011)、この文書では簡略化のため「親子委託」としている。

- 里親家庭で親子が同居する場合、どのような提供形態が有効か？

このセクションでは、レビューした研究から浮かび上がってきた、「良好な」親子委託に寄与する可能性のある要因と、成功を阻む要因を明らかにする。

親子の措置を「良好」にする要因は何か？

文献によると、若い親、親子委託の里親、ソーシャルワーカー、フォスターリング機関が、「良好」または「成功した」措置に寄与するとして認識している要因がいくつかある。ここでは、これらの要因を提示し、一般的な里親養育に当てはまるものと、より親子委託に特化したものを取り上げる。その後、これらの要因を、養育後の良好な成果と関連付けようとした研究を検討する。これらの研究が得られた知見の根拠とした方法は、付録 A の表 1 に示す。

準備

里親委託の場合、一般的に、特定の措置に関してある程度の事前知識を持っていることが望ましく、親子委託の場合は特にこのことが当てはまる。専門的な養育者の中には、成功した委託には、里親家庭に入居する前の親と面会して知り合う機会が必要だと感じている人もおり (Adams および Bevan, 2011 ; Donnelly および Wright, 2009)、一部の親もそれに同意しているようである。Krebs および de Castro (1995) は、ニューヨークで里親養育やグループ養育を受けている間に妊娠したティーンエイジャーおよびペアレンティングしているティーンエイジャーに面接した。

親の回答によると、彼らは親と子どもの移動に関する決定に意見を述べることができず、措置は非常に不透明であることがわかった (適切な親子向けの提供方法がないため、別々に宿泊していることもある)。親子委託が予定されていた母親は、乳児とともに退院するまで自分たちの行先を知らされておらず、また、「最初に受け入れ可能となった措置が優先される」制度により、想定していた里親家庭への措置になるとは限らず、家族・友人との交流や学校へのアクセスが制限されるような地理的に離れた場所への措置もあった。ソーシャルワーカーは、母親が出産前に里親候補の家庭を訪問することによって、人種や宗教による差別を受ける可能性があると感じていた。

明確に示された役割

措置計画では、家庭のルール、喫煙、交流、訪問者など、多くの要素について明確な合意が必要とされる (Adams および Dibben, 2011)。これらはすべて、どのような措置を行う場合でも重要な考慮事項であるが、里親家庭へ入居する人が成人である場合には、さらに大きな問題となる。親子を対象とした委託では、特に親子の法的立場が事例ごとに異なる場合、当事者全員が養育アレンジメントの境界がどこであるかを理解するために、明確に定義しなければならない追加的な要素が加わる。親や養育者からは、養育者が養育している対象は親と子どもどちらなのか、または両方なのかを知ること、ソーシャルサービスとの関係、ペアレンティングスキルを評価する際の役割は、すべて若い親にとって混乱の原因になるという意見が出ており、これは被養育中のティーンエイジャーが妊娠した場合に特に当てはまる

(Adams および Bevan, 2011 ; Chase ら、2006、2009 ; Corlyon および McGuire, 1999 ; Donnelly および Wright, 2009 ; Knight ら、2006)。

これに関連して、Adams および Dibben (2011) が行った議論によれば、フォスタリング機関は、措置を計画する際には、各関係者の役割と責任、子どもの養育とベビーシッターの手配、資金と設備、アセスメントの手配など、多くの要素について明確な合意が必要であり、親、養育者、ソーシャルワーカーが合意した契約書を作成することが望ましいと感じていた。

この実践は米国の一部のシェアード・ファミリー・ケア・スキームで採用されている。

イリノイ州の Children's Home and Aid Society では、母親、母親の家族、養育者、ソーシャルワーカーの間で措置に関する合意書を作成し、期待されることを明確にしている (Barth, 1994)。

親の子育てエンゲージメント

里親養育の他の提供形態と同様に、親子委託には支援の要素が含まれているが、多くの場合、ペアレンティングスキルの向上を支援することに重点が置かれている。Adams および Bevan (2011) の研究によれば、母親がこの措置形態の利点を理解している場合には、措置がよりうまくいくと養育者は感じていた。同様に、Max および Paluzzi (2005) の研究では、サービスプロバイダーは、若者が知識を持ち、プログラムに参加している場合、成功する可能性が高いと感じていたが、被養育中のティーンエイジャーの、しばしば混沌とする複雑な個別の状況によって課題がもたらされるとも感じていた。Dworsky および DeCoursey (2009) は、親子プログラムのスーパーバイザーとケースワーカーに面接を行った。面接を受けた人たちは皆、利用可能なサービスに 10 代の親を参加させることの難しさを語っていた。「しかし、彼らはまた、委託中の若者は思春期であること、彼らをサービスに参加させるための努力をする際には、自立したいという願望の一方で、この発達段階に伴う依存性があることを認めなければならないことを強調した。」(Dworsky および DeCoursey, 2009, p. 36)。

また、面接を受けた人たちは、一般的に大人の養育者との交流が多い人、つまり、居住施設や非親族の里親家庭にいる人の方が、エンゲージメントが高いと考えていた。Stockman および Budd (1997) の調査によれば、フォスタリング機関は、トレーニングセッションにおいて軽食、交通手段、ベビーシッターを提供することが、若者を参加させるための最良の方法だと考えていたが、これを行ったフォスタリング機関は約 3 分の 2 にとどまった。養育を受ける期間が長期であったり、感情的に未熟だったりする若者は、参加する可能性が低いと考えられていた。

相性

他の里親養育形態と同様に、Adams および Bevan (2011) の面接を受けた人たちは、親と里親家族の間に良好な「相性」があれば、措置はより成功すると感じていた。これは必ずしも容易ではない。Donnolly および Wright (2009) の研究によれば、ソーシャルワーカーは、同じ自治体内または妥当な範囲内にとどまることのできる、良好なマッチングを得る機会について懸念していた。家族やコミュニティとのつながりを維持するためには、アセスメントの措置を子どもが以前住んでいた地域にできるだけ近づけることが重要であることを考えると、これは問題である (SWRIEPP, 2011)。

情緒的かつ実践的に、支援されていると感じること

現在里親に委託されている若者たちとかつて委託されていた若者たちは、里親から受ける支援の重要性について言及しており、社会的養護を受けている多くの親は、これを彼らが受け取ったものであると感じている (Knight ら, 2006)。

この集団に対する支援の特徴は、妊娠に対する里親の反応、親として支援されていると感じる必要性、ペアレンティングスキルを身につけるための実践的な支援などである。

Knight (2006) らが面接した若者たちは、妊娠の知らせに対するさまざまな反応を報告している。支援的な里親から選択肢についての話を聞いた人もいれば、まだ他人に近い里親には相談できないと感じた人もいる。面接では、若者が里親と信頼関係を有していることと、助けを求めたり活用したりできることとの関連性が明らかになった。

信頼関係とは、「発言してもよい、耳を傾けてもらえる、秘密が守られている」という感覚を持つ関係のことである (Knight ら、2006、p. 63)。

この種の情緒的な支援は特に価値があると思われ、Connolly ら (2012) の定性的な文献レビューによると、若い親たちのほとんどは、面接を受けたとき、誰かに心を打ち明けたり、必要なサービスにアクセスする手助けをしてもらったりすることの重要性を表明していた。同様に、Dominelli ら (2005) の研究で面接を受けた人たちは、より肯定的な措置には、若者の言葉に耳を傾け、選択肢について話し、自分は大切にされていると感じられるような里親が関わっていると答えている。SWRIEPP の研究 (2011) では、特定の学習障害を持つ母親のためのある措置に関する心理学的な報告書に、里親の実践によって肯定的な環境が提供され、母親の自尊心とエンパワーメントの感覚が高められたと記されている。同じような困難を抱える親に自治体の里親委託を紹介することは、専門的な入所施設に移る場合と比べて、地域社会にとどまることができるというメリットがあり、自治体にとっては経費の節約にもなると考えられている。しかし、措置による法的地位が、子どもを取り上げることに代わる唯一の代替手段としてのアレンジメントである場合、親と里親の間に信頼関係を築くことは難しいかもしれない。

実践的な支援も重要である。Haight ら (2009) の研究では、3 人の参加者全員が、愛と支援を与えてくれた里母 (女性の里親) を少なくとも 1 人は経験していた。参加者のひとはこう言っている。

「彼女は私に母親になる術を教えてくださいました... 母親になる方法はみんなが自動的に知ることではなく、教わる必要があると思います。おむつの替え方は誰でも覚えられますが、しつけの面ではどうでしょうか？」 (Haight ら、2009、p. 59)

Budd らの 2 つの研究 (Budd ら、2000、2006) は、支援が重要である理由を示している。委託中の思春期の母親を対象とした分析では、社会的支援に対する満足度が低いと、児童虐待の可能性スコアが高くなることが予測されると示された。同様に、ペアレンティングに関する非現実的な信念を伴う、児童虐待の可能性がある場合は、約 2 年後の追跡調査時に、ペアレンティングのストレスが高くなることが予測された。著者らは、ペアレンティングのストレスは、ペアレンティングにおけるより一般的な困難さを示す良い「マーカー」であると考えた。しかし、参加者は社会的支援の提供者について尋ねられていないため、里親がその提供者の一部を構成しているかどうかは不明である。それにもかかわらず、Max および Paluzzi (2005) が面接したフォスタリング機関は、信頼できる大人による一貫した支援が有益であると感じていたが、それが必ずしも利用可能ではないことを認識していた。

ティーンエイジャーになる時間

里親家庭で暮らす親、特に 10 代の親にとって特有であるが、「休む」機会を与えることのできるアレンジメントが重要であると考えられている。Dworsky および DeCoursey (2009) の研究によれば、フォスタリング機関は、若い親にはレスパイト (休息) が必要だと感じており、Dominelli ら (2005) の研究で面接を受けた人たちは、数時間、母親が普通の若者になって休んでからペアレンティングの役割に戻ることができるようなレスパイトが時折必要だと強調していた。Knight ら (2006) が面接した若い親たちは、例えば、里親が子守をして親たちに外出する時間を与えるなど、若者の楽しみを維持できるようにしてくれると、支えられていると感じるという。

安定性

過去に社会的養護を受けたことのある親は、一般的に、生活環境や養育者との関係が不安定な状態を経験すると言われている。したがって、これらの領域での安定性を得る機会、親になった時に価値があるが、必ずしもそうなるとは限らない。Knight ら (2006) の研究によれば、若い親がサービスにアクセスしたり利用できることは、信頼できる支援者が継続的に若者のそばにいるという感覚と結びついており、そのため不安定さが障壁となっていた。養育者および/またはソーシャルワーカーとの関係にお

ける不安定性は、時には養育者の虐待が原因となっている場合もあるが、Dominelliら（2005）の研究においてもカナダの若い女性たちが問題視していたもので、自分でコントロールできないという感覚をさらに強くしていた。

-北米先住民の参加者は、この点に関して特に脆弱と考えられ、安定性は、民族性と関連している可能性がある。面接を受けた人たちは、より肯定的な措置として、安定性と文化的感性を兼ね備えた養育者の重要性を強調していた。同様に、Barn および Mantovani（2007）の研究では、一部の若い女性における一般的な里親委託の中断は、民族性（特に混血の女性）やアイデンティティの問題と結びついていた。

ソーシャルワーカーの支援

他の措置形態と同様に、里親は、委託中の親に対する継続的かつ支援的なソーシャルワーカーの重要性を指摘している（Adams および Bevan、2011；Donnelly および Wright、2009）。しかし、親は必ずしもこのような関係を経験しているわけではない。Mantovani および Thomas（2013）は、現在または過去に自治体による社会的養護対象であったブラックマイノリティグループ（主にブラックアフリカ人、うち9人は同伴者なしの難民申請者）の若い妊娠中または子育て中の女性15人に面接を行った。面接を受けた人たちの多くは、ソーシャルワーカーが変更したことや交流が断続的なことが、安心感や安定性に影響を与えていると報告した。このことは、自分やその子どもへのケアが不足していることを反映していると感じる人もいた。対照的に、継続的にその立場にあり、感情面でも実践面でも支援的なソーシャルワーカーは助けになったと評価された。Corlyon および McGuire（1999）が面接した若い母親の多くは、ソーシャルワーカーが利用できず、支援もしてくれないと感じていた。これは拒絶感をもたらすが、同時に彼女たちを、子どものソーシャルワークに関わることから解放する。

Chaseら（2006、2009）の研究によれば、若い親のソーシャルワーカーに対する信頼感は欠如していることが一般的であったが、若者も専門家も、自立支援チームによって、概して支援的な別の種類の関係が提供されていると感じていた。このことは、Corlyon および McGuire（1999）の面接から得られた、養育後のワーカーが情緒的・実践的な支援の提供者として、より肯定的にとらえられているという過去の知見を裏付けている。これは、委託後のワーカーの役割が親を支援するという点で明確であることと、現在の危機ではなく将来の計画という観点から導入された存在であることに起因するのではないかと著者らは論じている。

里親にとっては、ソーシャルワーク支援も重要である。Knightら（2006）が面接したある里親は、養育していた10代の若者が親になっても追加の経済的支援を受けられなかったこと、社会サービスチームの役割は押し付けがましく強引で、支援的ではなかったことに不満を訴えた。

ある研究（Rutmanら、2002）では、ソーシャルワーカーが効果的な支援を提供する上で直面するかもしれない困難について強調している。母親の後見人および乳児のための児童保護、という二重の役割に苦勞したと感じている人が多かったようである。ワーカーは、家族の積極的な支援を犠牲にして、児童保護に重点を置く政策に課題を感じていた。

教育

成功した成果に対する教育の貢献度に関するエビデンスはほとんどなかった。Adams および Bevan（2011）の研究では、一部の里親は、肯定的な成果をもたらす可能性のある、適切な教育を親に対して提供することの必要性を強調していた。Mantovani および Thomas（2013）の研究では、面接を受けた人の大半が、自立の機会とコントロール感とを自尊心に結びつけており、このことを、教育に復帰することによって「困難を克服すること」と関連付けるのが一般的であった。

措置後の支援

里親やフォスタリング機関は、自立へと移行する際や、委託終了後の若い親のための支援の重要性を強調している (Adams および Bevan, 2011 ; Donnelly および Wright, 2009 ; Dworsky および DeCoursey, 2009 ; Max および Paluzzi, 2005)。カナダでは、多くの若い親たちが、委託終了の法定年齢 (19 歳、Dominelli ら、2005) になると、「落とされた」という気持ちになると報告しているが、これは Rutman ら (2002) の研究でソーシャルワーカーたちが失望した状況でもある。同様に、Dworsky および DeCoursey (2009) の研究に参加した米国のサービスプロバイダーは、21 歳で国の責任が終了することは「放棄」に等しいと感じていた。英国における実践の肯定的な一例として、SWRIEPP (2011) の報告書に記載されている一部の里親は、家庭訪問、電話連絡、コミュニティサービスへのアクセス支援など、措置後のコミュニティサポートを提供している。また、ソーシャルワークチームは住宅部門と協力して、将来の住居について、親子委託が措置解除となる人に自動的に高い優先順位が与えられるようにした。

「良好な」委託を実現するのを阻む障壁は何か？

「良好な」委託に寄与する要因を特定するだけでなく、個人やシステムによって成功を阻む障壁が形成される多くの道筋を文献は明らかにしている。ここで 10 代の問題に焦点を当てることは、社会的養護を受けている中で妊娠した若者への面接に対する研究におけるバイアスを反映している。ほとんどの研究では、里親家庭で親になった人の意見と、他の措置形態の人の意見とを区別していなかったため、ここでは「from/in care (社会的養護下)」という用語が残されている。

被養育中の親へのスティグマ

Barth (1994) が指摘した課題の一つは、親の能力に対して専門家の持つ疑念である。子どものマルトリートメント (不適切な養育) の「世代間サイクル」に関する継続的な議論においては、マルトリートメントを経験した親は自分の子どもに対してもマルトリートメントをするリスクが高いものの、これは決して必然ではないことに注目すべきである (Berzenski ら、2014)。多くの親子委託には、ペアレンティング能力に関する裁判所の報告書を作成する必要があることから、ほとんどの場合、ある程度の判断がなされている可能性が高い。しかし、文献によると、アセスメント手順によっては、不当に判断されていると親を感じるケースもある。Tyrer ら (2005) の研究における若者は、システムによって否定的なステレオタイプにはめ込まれ、不利益を被っていると感じており、また、Krebs および de Castro (1995) の研究では、一部のスタッフのコメントによって、親は、ないがしろにされスティグマを押されていると感じていた。

スティグマを押されることによって、多くの親は、ペアレンティング能力があることを示すために、他の親よりも努力しなければならないと感じていた。Rolfe (2008) の研究では、社会的養護を受けた経験のある参加者は、他人が彼らのペアレンティング能力を決めてかかっており、その結果、「自分自身を証明」しなければならなかったと感じていた。同様に、Dominelli ら (2005) の研究では、面接対象者たちは、支援を「得るに値する」ためには、親として「有望に見える」必要があると感じていた。彼らは、妊娠したこと自体は肯定的な出来事だが、国がそれまでの困難を乗り越えるための支援をしなかったことの方が問題だと考えていた。この研究の重要なテーマの一つは、どのように「プライベートな活動としてのペアレンティングが、世間の視線にさらされるペアレンティングになるのか」

(Dominelli ら、2005、p. 1131) ということである。実践者は、これらの女性が悪い親になるだろうと想定して、親を病的に扱っており、ペアレンティングにおける困難さの原因となっている構造的不平等には対処していなかった。

ある面接対象者はこう言っている。「私のソーシャルワーカーがどれだけ支援的であったかは問題ではありません。私は今でも、自分がうまくやっていたということをソーシャルワーカーに証明しなければならないのです。」(Dominelli ら、2005、p. 1133)。

しかし、彼らは貧しい生活をしていることが多く、子どものために余分なお金を要求しなければなら

い場合に非難されているように感じていたため、これは困難なことであった。Maxwellら（2011）の面接対象者たちは、ソーシャルワークのスタッフが押しつけがましく、自分のペアレンティングスキルを過剰に監視していると感じていた。自身を「不適切な」母親だと感じていた一部の若い母親では、否定的なステレオタイプを内在化しているようであった。

一部の親にとって、彼らのペアレンティング能力が他人からどう見られるかは、養育の経験だけでなく、民族性にも基づいていた。Haightら（2009）が面接した3人の女性全員が、被養育中の若い黒人の母親というスティグマを押されていると感じていた。

このことは、児童サービスのスタッフとの交流においても明らかで、彼らはないがしろにされたり、詮索されていると感じていた。Mantovani および Thomas（2013）の研究では、現在、里親委託中の面接対象者の多くが、黒人のシングルマザーであることについて、養育者から人種差別やスティグマを受け、ないがしろにされ、排除されていると感じると語っている。

社会福祉サービスへの不安

過去の養育を受けた経験とペアレンティングの能力に対する過度の監視により、多くの親はソーシャルサービスが子どもに関わることに恐怖を感じていた。Chase たちが面接した若い母親たち（Chaseら、2006、2009）は一般的に、助けを求めることを避け、時には子どもから引き離されるのではないかと恐れていた。「親になったことで、ソーシャルワーカーについて認識されている役割に、一種の監視、アセスメント、そして子どもを引き離す権限として特徴付けられる、別の側面が加わった。」（Chaseら、2006、p. 445）。若者も専門家も、養育を受けていた若い親が、ペアレンティングをしている仲間たちよりも注意深く観察されていると感じていた。また、専門家が彼らに注意を払うようになったのは、子どもが生まれてからだと感じている若者もいた。

若者の中には、自分の子どもを保護されたり、一時的に引き離されたり、児童保護の登録に置かれた人も多かった。そのため、ソーシャルワーカーに対する信頼感の欠如が、これらの面接対象者にとって重要な問題として浮かび上がってきた。

Haightら（2009）が面接した3人の女性は、全員が子どもを取り上げられるという汎化した恐怖感を経験しており、それに脅かされていた。また、社会的養護下にある若い母親の中には、自分の子どもを養子縁組に出すように圧力をかけられていると感じる人もいるというエビデンスもある（Dominelliら、2005）。Corlyon および McGuire（1999）が面接したある若い女性は、彼女の里親は「適切な場所にいればうまくやっていけると言う」と言っていたが、ソーシャルワーカーの助言により、自分の子どもを養子縁組に出すことを決めた。彼女は、後にこの決心を後悔するようになった。

社会的養護下にある親がソーシャルサービスを受けることに対してためらいを感じることを、サービスプロバイダーやソーシャルワークの専門家が理解する必要があることは明らかである。若い親は、アセスメントを干渉だと感じることもあるが（Corlyon および McGuire、1999；Maxwellら、2011）、一方で、ソーシャルワーカーはアセスメントを手助けの提供源とみなしている（Corlyon および McGuire、1999）。このため、防衛的な態度は、子どもが取り上げられることへの恐怖からくるものかもしれない。同様に、Dworsky および DeCoursey（2009）が面接した親子プログラムのディレクターやケースワーカーは、親が子どもの予防接種などの一部のサービスにしか参加しないのは、これらのサービスを拒否すると子どもが取り上げられるのではないかと恐れているからだと感じていた。

非現実的な期待

社会的養護下にある親というスティグマを押されることは、個人の役割およびその代表であるシステムに対する非現実的な期待から生じていると考えられる。多くの場合、彼らのペアレンティングは、まったく異なる文脈において生じた「規範的な」子どもの養育に適用される基準で判断される。Knightら（2006）の面接を受けたある若い女性はこう言っている。「彼女（ソーシャルワーカー）は、彼女（里親）が過剰に私を手助けするので、私を母子生活支援施設に移して監視したいと主張しています。私は、そこに行けば誰が私を助けてくれるの？と聞きます。彼女（ソーシャルワーカー）が子どもを産んだときは、周りに助けてくれる家族がいたかもしれない。私には家族がないので、里親が助けてくれているのです（Knightら、2006、p. 65）。」このケースとは対照的に、面接を受けた専門家の中には、子どもが年長になるまで家族がより多くの支援を提供するという、ペアレンティングの「規範的な」モデルについて考えることの必要性について、同様の考えを示す人もいた。

Rutmanら（2002）は、社会的養護下にある若い母親に協力する、カナダの児童福祉ワーカーとフォーカスグループを開催した。面接の結果、ソーシャルワーカーと彼らが従事するシステムのいずれもが、親になることに関して中産階級の価値観に基づいていることがわかった。著者らは、ソーシャルワーカーの対応は、ティーンエイジャーは劣悪なペアレンティングの「サイクル」を続ける運命にあるという仮定を体現しており、10代の妊娠を、不十分な育児と同等とみなしていると主張した。このような態度は、社会経済的な要因の役割を軽視し、常に否定的なイベントとして捉えられている出来事に対する「責任」を個人に負わせるものであった。ソーシャルワーカーは、コミュニティを基盤とするペアレンティング支援サービスに女性を導くために多大な努力をしていたが、それに対する拒絶は、児童保護のリスクの徴候であるとみなしていた。ペアレンティングスキルの支援に注目していることは、母親たちが物質的な資源の優先を表明したことと対照的であった。

「良好な」親子委託に寄与する要因を、成功を阻む障壁ともに図1にまとめた。

図1：「良好な」親子委託に貢献する要因と成功を阻む障壁

親子委託を「良好」にする要因は何か？	「良好な」親子委託を実現するのを阻む障壁は何か？
<ul style="list-style-type: none"> • 準備 • 明確に示された役割 • 親の子育てエンゲージメント • 相性 • 感情的かつ実践的に、支援されていると感じること • ティーンエイジャーになる時間 • 安定性 • ソーシャルワーカーの支援 • 教育 • 措置後の支援 	<ul style="list-style-type: none"> • 親にスティグマを押すこと • ソーシャルサービスへの不安 • 非現実的な期待

措置終了後の、親子委託の成功に関するエビデンスとは？

レビューに含まれる研究の多くは、親子委託における「成功」を、措置が終了した後に、親に何が起こったかという観点から論じている。我々はレビューを「成功」に関する特定の指標に限定していない。そのため、このセクションでは、ソーシャルワーカーが親に対して持つ懸念の解消、親が子どもとの独立した生活へ移行することに対して、親子分離や再統合、親の教育面での成果と経済的収入、ペアレンティングスキルの向上と親子の「絆」の構築、そして子どもを児童保護サービスへ参加させることなど、さまざまな要因に関連するエビデンスを提示する。このように報告された成果についての焦点が多様であることは、親、子ども、あるいは全体としての関係にとって、「成功」に置かれる相対的な重要性に差があることを反映している。また、特にサンプルサイズが小さい場合には、異なるスキーム間の比較が難しくなる。この困難に対処するため、いくつかの研究では「成功」の指標を複数報告しているが、ここでは成果の種別ごとに分類している。

措置の特性と具体的に関連を持たない成果に関する報告

本レビューでは、9つの研究が、委託解除後の成果の範囲を記述することで、親子委託が成功したかどうかの詳細を示しているが、成功の可能性を高めたり低めたりした、措置の特定の側面（ペアレンティングスキルに対する、里親の支援レベルなど）については言及していない。この9件の研究のうち、特定の成果に関連する一般的な要因（特定の措置の特徴に対して）を特定したのは3件のみであった。

2件の報告は、定義が不十分な成果を含んでいた。Adams および Bevan (2011) の研究において里親たちは、措置が終了した時に協働していた16組のうち8組について「肯定的」な成果を特定していた（ただし、著者らはこの文脈における「肯定的」の定義を示していない）。

また、米国の2つの州で行われたシェアード・ファミリー・ケア・スキームの報告書（Price および Wichterman, 2003）では、84家族のうち49家族が「無事に卒業」したことが示されているが、この定義には、子どもとの独立した生活へ移行することと、自発的な分離の両方が含まれている。

最も多く報告された成果は、7件の研究で見られたもので、子どもからの分離（通常は社会的養護へ戻る）と比較した、親が子どもとの独立した生活へ移行することで終了した措置の割合に関するものであった。

分離の割合は研究によって大きく異なっていた。例えば、英国のある自治体では、25件の措置のうち21件が分離に至り（84%；Martin および Davies, 2007a, 2007b）、一方、別の自治体における分離は59件中26件（44%；Donnelly および Wright, 2009）であった。このばらつきは、これらの研究でレビューされた措置の回数が少ないことを反映していると思われる。また、提供される措置の特性の違いが、結果のばらつきに寄与している可能性もある。例えば、米国で行われた親子委託の治療プログラムに参加した家族のうち、措置終了時に離別した家族はわずか15%であった（Barth および Price, 1999）。しかし、これらの割合を直接比較することには問題がある。分離は必ずしも「失敗」を意味するものではなく、子どものために別の永続的な委託先を見つけるという決定が最良の成果をもたらす場合もある。さらに、これらの研究では、成果を予測する上での特定の措置が持つ特徴が果たす役割については報告されていない。

しかし、多くの報告書では、以下のような、分離の可能性を高めるより一般的な要因が提示されている。母親が過去に養育を受けた経験があり（Martin および Davies, 2007a, 2007b）、過去の措置回数が多く（Dworsky および DeCoursey, 2009；Martin および Davies, 2007a, 2007b）、最初の養育開始時に年齢が高いほどリスクが高まること（Dworsky および DeCoursey, 2009）；親子委託が開始した時点において子どもが生後7週間未満であること（Martin および Davies, 2007a, 2007b）；両親に複数の子どもがおり（Dworsky および DeCoursey, 2009）、特に年長の子どもも同様に分離されていること（Martin および Davies, 2007a, 2007b）；薬物乱用の経験（Donnelly および Wright, 2009）、学習困難（Martin および Davies, 2007a, 2007b）；

よび Davies、2007a、2007b)、障害またはメンタルヘルスのニーズがある親 (Dworsky および DeCoursey、2009) ; 未解決のアタッチメント課題やソーシャルワーカーが指摘するその他の未解決の問題を抱えている親 (Martin および Davies、2007a、2007b) ; そして入所施設での養育という生活環境を経験した者 (Donnelly および Wright、2011 - この場合の主な予測因子が、措置形態、親の個人差、あるいはこれら 2 つの相互作用に関連するものなのかは報告書からは判断困難である)。最後に、知見により異なるが、年齢は危険因子であると報告されている。Donnelly および Wright (2011) と Dworsky および DeCoursey (2009) は、いずれも若い母親ほどリスクが高いと報告しているが、Martin および Davies (2007a、2007b) は、母親が 18 歳以上の場合にリスクが高いと述べている。

2 件の研究では、親の教育面または経済面における成果を調査した。Dworsky および DeCoursey (2009) は、若者がペアレンティングスキルを身につけ、自立した生活を送る準備をするためのスキームである、米国イリノイ州の Teen Parenting Service Network (TPSN) について報告している。子どもの数は、TPSN 終了時に両親が高校卒業資格または GED (General Educational Development test ; 高校レベルの学力を示す一般教育開発テスト) を取得している可能性と関連しており、子どもが 1 人増えるごとに、これらを取得するオッズ (確率) は 45%減少した。母親の場合、措置の回数が多いほど、これらの資格を持っている可能性が低くなる。また、Price および Wichterman (2003) の研究では、「卒業した」家族は、(就職したり生活保護を受けたりすることにより) 措置前後で収入が平均して 2 倍になっているが、著者らは比較のための対照群がなかったことを指摘している。

報告された最後の成果は、ペアレンティング能力に関するものである。イリノイ州の Children's Home and Aid Society の以前の報告では、児童保護を要請する紹介を受けることはほとんどなく、成果は良好であった (Barth、1994)。同様に、ミネソタ州の Human Service Associates スキーム (集中的な里親委託と同様) から自立に移行した 53 家族を、6 ヶ月間追跡調査したところ、その後に児童保護サービスが関与することは認められなかった (Barth および Price、1999)。より一般的には、Martin と Davies (2007a、2007b) が調査したソーシャルワーカーの大部分は、親子委託は質が高く、定められた目的や目標を満たしている、あるいはほぼ満たしていると評価しているが、ほとんどのケースで、措置の開始時に特定した、主要な懸念事項が未解決のままであると感じていた。

同じ研究では、ソーシャルワーカーは概して若い母親のペアレンティングスキルが措置開始前よりも向上したと評価していた。43%のケースで措置に起因する改善が見られたが、関連する措置の特性についての詳細な検討は行われていない。

最も多く報告された改善点は、子どものニーズに対する母親の理解であった。ソーシャルワーカーは、ペアレンティングスキルが向上しないことを、母親の学習障害か、母親の関与が不足していることによるものだと考えていることが多く、このような進展のなさが、措置に関連した問題によるものだとあまり考えていなかった。

最後に、米国の Sisto および Maker (1989) は、あるフォスタリング機関が実施する、社会的・情緒的な問題を抱える 22 歳未満の若い母親を対象とした、特別な訓練を受けた治療的な里親のプログラムについて報告している。母親は措置を離れた後も、託児、カウンセリング、ピアサポートグループなどの支援サービスを最長 5 年間受けることができた。里親は、ペアレンティングや家庭内管理の模範となるような訓練を受け、母親のアセスメントにも貢献した。以前の知見では 4 例が報告されており、うち 2 例では母親が乳児との絆を深めていると考えられ、2 例では「乳児を犠牲にして、自身が思春期であることに気をとられている」と判断された (Sisto および Maker、1989、p. 202)。しかし、著者らは措置要因という観点から成果の違いについて説明しようとはしていない。

特定の措置要因と成果の関連性

このレビューでは、里親委託後の成功に関連する、親子の措置の特定の側面についてエビデンス基盤が非常に限られていることを明らかにした。また、縦断的なデータを提供している研究はごく少数で、ここで報告されている結果のほとんどは、定量的なデータによる統計的な分析ではなく、定性的な面接調査による、自身の措置についての親の記憶に基づいたものである。そのため、今回の知見は慎重に取り扱う必要がある。

里親との関係

親と里親との関係は、おそらく親子委託において最も定量化できない側面であるが、文献では最も多く取り上げられている。Chase ら（2009）が面接した里親に委託された経験のある若者の多くが、自立した生活に移行した後も里親との関係を維持しており、実践的かつ情緒的な支援の提供者として頼りにしていた。若者たちはこのことを、以前に里親が自分たちを「家族の一員」と感じさせてくれたことや、自分たちのことを否定的にソーシャルワーカーに報告しないという信頼感を今も持っていることと関連付けている。同様に、Corlyon および McGuire（1999）の研究によれば、非常に劣悪な里親委託を経験した若い親もいるが、一方で、他の親は里親と持続的な絆を築いており、彼らが危機に陥った際に頼ることができる大人として里親を認識していた。Mantovani および Thomas（2013）が面接したある若い母親は、生活のためのスキルを学ぶことができ、家族の一員と感じさせてくれたため、専門家による親子の里親委託を高く評価していた。彼女は、独立した生活に移行した後も継続する、里親との関係を築いていた。

経験豊富な里親が運営する、専門的な里親養育プログラムである Children's Ark に参加したある 18 歳の母親とその子どもは、作業療法士と保健師から定期的な訪問を受け、ペアレンティングスキル、特に安定型のアタッチメントを後押しするスキルを身につけることができた（Kretchmar ら、2005）。里親は、母親のペアレンティングについて肯定的なコメントをしたり、ビデオで撮影した母子の交流をレビューしたり、母親がペアレンティングをしながら家庭の維持やキャリアの追求のために必要なスキルを身につけるよう奨励するなど、治療的な作業を補完していた。養育開始時と終了時の自己申告による尺度では、母親の不安度、抑うつ、社会的支援の低下が示唆された。このスキームにおける 2 人目の母親を対象にした研究（Worsham ら、2009）では、自分自身の経験について内省する能力の向上が示された。これは、里親やスタッフによる治療的な作業が、若い母親たちが他者との関係から学ぶことを手助けし、自分の考えと行動の関連性を定期的に振り返るように促すからだと著者らは考えている。

措置の期間

フィラデルフィアの「A New Life」プログラムでは、薬物乱用者である妊娠中の女性と子どもを持つ女性を、平均して 3 カ月間、メンターのいる家庭に措置し、このコミュニティとのつながりを維持した（Barth, 1994）。評価によると、親がより長い期間を措置先で過ごすことで最大の利益が得られるようである。しかし、これは常に可能とは限らない。Knight ら（2006）が面接したある若い母親は、彼女はより長期間の支援を望んでいたが、資金が尽きたために 3 カ月で里親家庭を去らなければならなかった。Barth（1994）の報告によれば、フィラデルフィアの「A New Life」プログラムの評価では、親が薬物乱用のための日帰り治療プログラムにも参加している場合に、最大の利益が得られる。

良好な成果を阻む障壁

里親委託後の自立という成功を阻む一つの重要な要因として、いくつかの研究で挙げられているのが、適切な住居の確保である。Connolly ら（2012）のレビューで取り上げられた面接のほとんどで、次のことが明らかになった。「安心して、安定した安全な住宅に住むことは、これらの若い母親たちが、親として対処しやっていくための能力の基本であった。」（Connolly ら、2012, p. 624）。しかし、ミネソタ州の Human Service Associates の「ホストファミリー」プログラムでは、手頃な価格の永続的な住居

が、良好な成果を阻む最大の障壁とされていた (Barth, 1994)。Tyrer ら (2005) の研究に参加した若い男性は、過剰で意味のない官僚主義の問題や、適切な住宅へのアクセスが困難であることを指摘し、それによって彼らの子どもとの交流に障壁ができていると述べていた。

Donnelly および Wright (2009) の研究によれば、ソーシャルワーカーは、親が自立へ移行することを支援するための半独立型住宅の必要性を強調していたが、Corlyon および McGuire (1999) が英国の 11 の自治体を対象に行った研究では、若い親のための宿泊施設は不十分であり、自治体によってばらつきがあることが認められた。若者の中には、極めて不適切な住宅へ入居した人もいた。Chase の研究 (Chase ら、2006、2009) では、若い親の成功を阻む要因として、質の悪い不安定な住宅を引き続き挙げているが、面接を受けた専門家は、自分たちではどうにもならないことだと感じていた。「若者はホームレスになるかそこに住むしか術がない。」 (Chase ら、2006、p. 444)。

親子委託の提供を改善するものは何か？

ここでレビューした研究の中には、親子委託の提供を改善する方法についての提案が含まれている。Chase ら (2009) は、被養育中の、あるいは養育を離れる若い親のためのサービスを開発する際に、5 つの課題に取り組むことを呼びかけている。

- サービス提供の透明性
- 養育の継続性
- 適切なリソースの確保
- 若者の言葉に耳を傾ける
- 若者の強みを促進し、強化する

Max および Paluzzi (2005) の報告によれば、米国の専門家パネル (人数と役割についての明記なし) は、若い母親には、大人や仲間との健全な関係、ペアレンティングやライフスキルのトレーニングや手頃な住宅などの、より実践的な支援、そして罰則を受けることなく失敗から学ぶ機会が必要だと考えていた。また、21 歳または 24 歳までの若い母親を支援するため、移行プログラムを延長すべきだと考えていた。

上記の具体的な提言の他にも、レビューで取り上げた個々の研究からさらなる示唆を得ることができると。まず、訓練を受けた、専門的な里親家庭をより広く確保することが求められている。Adams および Bevan (2011) の研究では、里親はより専門的なトレーニングの必要性について表明している。さらに、Knight ら (2006) は、若い母親が養育中の子どもを残して出奔したという、措置中断ケースについて報告している。里親が他の複数の短期委託ケースを受託していることがなかったならば、この結果は違ったものになっていたかもしれないと指摘する。

2 つ目の提言は、専門的な里親と親自身の両方を対象とした、より多くのピアサポートを求めるものである。Adams および Bevan (2011) の研究では、里親は同じような経験を持つ他の里親との支援ネットワークの必要性を表明しており、Adams および Dibben (2011) の議論では、フォスタリング機関もそれに同意していた。これはすでに一部のフォスタリング機関で提供されている。

Nelson (1992) は、ミネソタ州のある民間のフォスタリング機関が提供している「Family Unification Program」について述べている。このプログラムでは、里親養育者によるペアレンティングスキルの支援のほかに、養育者のためのピアサポートグループと里親家庭で暮らす親のためのピアサポートグループが別々に用意され、また、子どもたちのための治療的プレイグループなどもある。同様に、SWRIEPP (2011) で述べられている親子の里親養育スキームでは、里親のための定期的なサポートグループが設けられており、講演者を招いて発達に関する最新情報を提供するほか、経験を共有したり、

ピアサポートを提供するための「里親だけの時間」を設けている。

Dworsky および DeCoursey (2009) の研究では、フォスタリング機関は、仲間や大人のメンタリングが若い親にとって有益であると感じていた。同様に、米国の民間のフォスタリング機関では、ピアサポートグループやメンタリングプログラムを全体的に非常に高く評価していたが、これらは少数の機関でしか利用されていなかった (Stockman および Budd, 1997)。Haight ら (2009) が面接した若い母親たちも、ピアサポートの重要性を指摘しており、ある人は、養育を受けながらペアレンティングをしている10代が選択肢や経験について話し合うためのメンタリングスキームを導入することを提案している。本研究の参加者は、社会的養護下にある青年たちのためのライターズグループに参加した。彼女たちがグループミーティングを高く評価したのは、同じようにつらい経験をした他の若い母親たちと話ができる機会を与えてくれ、彼女たちが経験していることを理解し、助言をしてくれるからである。これは、このテーマについて「本を読んだ」だけのケースワーカーにはできないことだと彼らは感じていた。Corlyon と McGuire (1999) が面接したワーカーは、若い親たちをピアサポートグループに参加させることの難しさについて述べているが、親たち自身は、経験を共有し、相互支援するために提供される機会を高く評価していた。

現在のエビデンス基盤の限界

このレビューで取り上げたエビデンスについて、いくつかの限界を特定した。まず、親子委託の有効性に関する我々の主要な研究課題に照らしてみると、措置における特定の側面と里親委託後の成果との関連性に関するエビデンスが不足している。実際、Adams および Dibben (2011) が指摘しているように、予測因子として措置の回数や形態など、より広範な因子に焦点を当てている数少ない例外（例：Martin および Davies、2007a、2007b；Dworsky および de Coursey、2009）を除いて、文献には、縦断的で比較可能なデザインが全般的に不足している。

レビューに含まれるいくつかの研究では、少数の参加者から集めた定性的データを報告している（例：Maxwell ら、2011）。定性的なデータを用いること自体に問題はなく、このレビューで取り上げた里親委託の側面（親と里親の相性など）の中には、簡単には定量化できないものもある。Connolly ら (2012) が指摘しているように、脆弱な人々に対する個人的なアプローチの必要性和、新しく取り上げられるようになった研究テーマであるために問題を深く掘り下げる必要性によって、定性的方法論が普及したと考えられる。しかし、小規模な研究の結果を、親子の措置全体に一般化することには注意が必要である。さらに、多くの研究が、里親家庭から退去した参加者における知見と、措置を継続している参加者における知見とを区別していないことや、異なる措置形態（里親や入所施設など、例：Barn および Mantovani、2007）を区別していないことも、一般化をさらに困難にしている。

非常に多様な母集団から集められた知見は、参加者が親になるという、幅広い文脈を認識するような方法では提示されていない。さらに、このレビューで取り上げたどの研究も、里親委託を受けた人たちの比較対象となる、親の対照群を含んでいなかった。このことは、非専門的な措置やコミュニティに留まるよりも、専門的な措置が親にとって大きな利益をもたらすかを判断する場合や、どのような親と子どもに対して、どのような介入形態が最も効果的であるかを決定する場合に、さらなる困難をもたらす。特定された定性的研究において対照群が存在しないことは予想されたことであるが、この領域の研究全体において対照群が存在しないことは問題である。

最後に、これまでの研究では、ペアレンティングコミュニティの大部分が十分には取り上げられていなかった。親子委託サービス利用者の母集団が大きく分けて2つのグループで構成されていることを考えると、今回のレビューにおいて、社会的養護を受けている中で親になった人や、社会的養護を離れた直後に親になった人のみに焦点を当てた報告が大半を占めていた事実は驚きであった。特にコミュニティから子どもとともに社会的養護に移行した成人を対象とした研究は比較的少なかった（例外として、Donnelly および Wright、2009；Price および Wichterman、2003）。さらに、Tyrer ら (2005) の例外を除くと、里親家庭で暮らす父親の経験についてはほとんど注目されていなかった。

結論

レビューの結果、親子委託の効果に関する文献にはいくつかの重要なテーマがあることがわかった。全体として、これらのテーマは、アレンジメントによって子どもと一緒に里親家庭で暮らす成人の親を対象とした研究や、父親ではなく母親を対象とした研究に対して、被養育中に親になるティーンエイジャーを対象とした研究の文献が不均衡であることを反映している。文献では以下のことが示されている。

- 若い親、里親、ソーシャルワーカーが特定した「良好な」委託の特徴としては、里親と若者との良好な「相性」、明確な「家庭のルール」、彼ら自身の措置に関する決定に若者が関与すること、里親やソーシャルワーカーとの安定した関係を提供することなど、一般的に若者の里親委託を成功させるために必要なものであった。
- そのほか、肯定的な提供に寄与した要因としては、以下のような、親子委託に特有のものがあつた。
- 若い親のために提供されるサービスに彼らを参加させることの重要性。
- 親の言葉に耳を傾けるなど、信頼できる大人（通常は里親）が一貫して支援することにより、親は安心して打ち明けられるようになり、親のためのサービスの利用を手助けできる。
- 親の能力を評価する際の里親の役割や、子どもの「子守」としての役割を里親にどの程度期待できるかについての明確な合意。
- ティーンエイジャーらしくあることを認められること。例えば、里親が時々子守をして、若い親が友人と外出できるようにすること。
- 全体的に見て、親子委託の成果に関する報告は非常にまちまちである。委託終了後に親子が離別する可能性は、15% (Barth および Price, 1999) から 84% (Martin および Davies, 2007a, 2007b) まで、研究によって大きく異なる。このようなばらつきは、これらの研究における親子委託の措置件数が少ないことを反映していると考えられるが、措置、母集団の特徴（薬物乱用のある親など）、スキームの目的（アセスメント、支援、治療的介入など）、親に提供されるサービスの違いによるものである可能性もある。
- 里親家庭で暮らす若い親は、しばしばスティグマを押されていると感じていた。このような委託にはアセスメントの要素が「組み込まれている」ことが多いため、彼らは他の若い親よりも多くのことを期待され、常に監視され、子どもを取り上げられるのではないかと恐れていたと報告している。
- 社会的養護下にある親は、ソーシャルワーカーに「裁かれている」と感じるだけでなく、ソーシャルワーカーとの交流が断続的で支援が不足しているために、ソーシャルワーカーとの関係が害されていると感じていた。一方、自立支援チームは、一般的に支援の提供者として肯定的に評価されていた。
- 里親委託から離れる若い親は、見捨てられたと感じることが多い。電話での交流、必要に応じたカウンセリングへのアクセス、ピアサポートグループ、住居・教育・雇用に関する実用的な支援などはすべて、里親家族との交流を延長させる重要な理由であつた。特に成功の妨げとなっているのは、利用可能な住宅が十分でないことであつた。

- 里親委託における親の経験に関する研究の多くは、社会的養護下または社会的養護から離れた直後に妊娠した若者に焦点を当てており、子どもと一緒に里親家庭に入居する成人の親の意見に関するエビデンスはほとんどない。
- 成功の可能性を向上または低下させる、措置の具体的な特徴を明らかにするために役立つと思われるエビデンスは非常に限られている。ある報告（Barth, 1994）によれば、長期委託と薬物乱用治療サービス（これが問題となっている場合）への参加が、より大きな成功につながっていることが示唆されている。里親との関係と里親委託終了後の成果との関連性に関するエビデンスは、後ろ向き面接（retrospective interviews）や個別のケーススタディに依存している。

政策と実践のための提言

成果に影響を与える可能性のある親子委託に関する具体的な側面については、強固なエビデンスが限られているため、政策や実践、さらなる研究への提言は、必然的に慎重なものとなる。政策と実践のための提言は以下の通りである。

- 里親委託後の親の成果に影響を与える可能性のある人間関係（里親との関係や子どもの他方の親との関係など）を壊すことなく、適切な選択肢である場合には、専門的なトレーニングと支援を伴う、より専門的な親子委託を提供する。
- 親子委託を提供する専門的な養育者と親自身の両方が、より多くのピアサポートを受けられるようにする。
- フォスタリング機関やソーシャルワークの専門家は、子どもと一緒に里親家庭で暮らす親がソーシャルサービスに参加したがることを理解する必要がある。必要なアセスメントは、親がスティグマを押しされていると感じないように配慮して行われなければならない。
- 10代の親に対しては、より長期的な成果を確保するために、特にペアレンティング、住宅、教育に関する支援を法定介護年齢を超えて拡大する方法を模索している。
- 国際的には、フォスタリング機関は、社会的養護下にある子どもに関するデータを収集する際に、社会的養護下の若い女性が母親となっているかどうかや妊娠しているか、若い男性が父親となっているかについての記録を含むべきである。
こうすることにより、より良い提供方法の計画に役立ち、比較研究が可能になる。

さらなる研究のための提言

今回のレビューでは、特定の措置要因を用いた、里親委託後の成果を予測するための前向きなデザインを採用した研究が不足していることが明らかになった。以下のようなさらなる研究が必要である。

- 親子委託において何が機能しているのかについての強固なエビデンスを提供するため、一般化を可能にするような縦断的な研究や比較デザインを含むこと。
- フォスタリング機関が効果的な提供の特徴をより明確にできるように、措置に関する特定の側面を里親養育後の成果に結びつけること。
- 社会的養護から離れた利用者が対象となった知見と、社会的養護下にある利用者が対象となった知見を区別すること、および異なる措置形態を区別すること。
- アレンジメントにより子どもと一緒に里親家庭で同居する成人の親も含めること。
- 里親家庭における父親の経験を調査すること。

リースセンター (Rees Centre) は、強固で有用かつ適時の調査を提供することに尽力している。本レビューの知見について幅広い利害関係者と相談し、これらの提言をどのように進めていくかを検討していく予定である。

皆様のご意見をお待ちしております。

Nikki Luke (リサーチオフィサー)、Judy Sebba (ディレクター)

リース里親養育・教育研究センター REES.CENTRE@EDUCATION.OX.AC.UK

参考文献

- Action for Children, 2011. *Parent and child fostering*[online] Available at: <http://www.actionforchildren.org.uk/our-services/adoption-fostering-and-children-in-care/children-in-care/our-fostering-services/parent-and-child-fostering> [Accessed 4 February 2014].
- Adams, P. and Bevan, S., 2011. Mother and baby foster placements: experiences and issues. *Adoption & Fostering*, 35(2), pp.32-40.
- Adams, P. and Dibben, E., 2011. *Parent and child fostering*. London: BAAF.
- Barn, R. and Mantovani, N., 2007. Young mothers and the care system: contextualizing risk and vulnerability. *British Journal of Social Work*, 37(2), pp.225-243.
- Barth, R. P., 1994. Shared family care: child protection and family preservation. *Social Work*, 39(5), pp.515-524.
- Barth, R. P. and Price, A., 1999. Shared family care: providing services to parents and children placed together in out-of-home care. *Child Welfare*, 78(1), pp.88-107.
- Berzenski, S. R., Yates, T. M. and Egeland, B., 2014. A multidimensional view of continuity in intergenerational transmission of child maltreatment. In: J. E. Korbin and R. D. Krugman, eds. *Handbook of child maltreatment*. Dordrecht: Springer Netherlands. pp.115-129.
- British Association for Adoption and Fostering, 2008. Prospective foster carer(s) report (Form F) (England). London: BAAF.
- Budd, K. S., Heilman, N. E. and Kane, D., 2000. Psychosocial correlates of child abuse potential in multiply disadvantaged adolescent mothers. *Child Abuse & Neglect*, 24(5), pp.611-625.
- Budd, K. S., Holdsworth, M. J. and HoganBrien, K. D., 2006. Antecedents and concomitants of parenting stress in adolescent mothers in foster care. *Child Abuse & Neglect*, 30(5), pp.557-574.
- Chase, E., Maxwell, C., Knight, A. and Aggleton, P., 2006. Pregnancy and parenthood among young people in and leaving care: what are the influencing factors, and what makes a difference in providing support? *Journal of Adolescence*, 29(3), pp.437-451.
- Chase, E., Warwick, I., Knight, A. and Aggleton, P., 2009. *Supporting young parents: pregnancy and parenthood among young people from care*. London: Jessica Kingsley.
- Collins, M. E, Lemon, C. and Street, E., 2000. A consumer view of teen living programs: teen parents' satisfaction with program components and services. *Families in Society*, 81(3), pp.284-293.
- Connolly, J., Heifetz, M. and Bohr, Y., 2012. Pregnancy and motherhood among adolescent girls in child protective services: a meta-synthesis of qualitative research. *Journal of Public Child Welfare*, 6(5), pp.614-635.
- Corlyon, J. and McGuire, C., 1999. *Pregnancy and parenthood: the views and experiences of young people in public care*. London: National Children's Bureau.
- Department for Education, 2013. *Children looked after by local authorities in England: guide to the SSDA903 collection 1 April 2013 to 31 March 2014*. Crown copyright: Department for Education. Available at : https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/254300/SSDA903_GuidanceNotes_2013_14v1-0_final.pdf [Accessed 4February 2014]
- Dominelli, L., Strega, S., Callahan, M. and Rutman, D., 2005. Endangered children: experiencing and surviving the state as failed parent and grandparent. *British Journal of Social Work*, 35(7), pp.1123-1144.
- Donnelly, S. and Wright, V., 2009. *Evaluation of parent and baby placements in Brighton & Hove: summary report*. Available at:

- http://www.rip.org.uk/files/prompts/p6/Donnelly_and_Wright_2009_summary.doc [Accessed 6 January 2014].
- Dworsky, A. and DeCoursey, J., 2009. *Pregnant and parenting foster youth: their needs, their experiences*. Chicago: Chapin Hall at the University of Chicago. Available at: http://www.chapinhall.org/sites/default/files/Pregnant_Foster_Youth_final_081109.pdf [Accessed 2 January 2014].
- Gotbaum, B., 2005. *Children raising children: city fails to adequately assist pregnant and parenting youth in foster care*. New York: Public Advocate for the City of New York. Available at: http://www.nyc.gov/html/records/pdf/govpub/2708children_raising_children.pdf [Accessed 8 January 2014].
- Haight, W., Finet, D., Bamba, S. and Helton, J., 2009. The beliefs of resilient African-American adolescent mothers transitioning from foster care to independent living: a case-based analysis. *Children and Youth Services Review*, 31(1), pp.53-62.
- Knight, A., Chase, E. and Aggleton, P., 2006. Teenage pregnancy among young people in and leaving care: messages and implications for foster care. *Adoption & Fostering*, 30(6), pp.58-69.
- Krebs, B. and de Castro, N., 1995. *Caring for our children: improving the foster care system for teen mothers and their children*. New York: Youth Advocacy Center. Available at: <http://youthadvocacycenter.org/pdf/CaringforOurChildren.pdf> [Accessed 8 January 2014].
- Kretchmar, M. D., Worsham, N. L. and Swenson, N., 2005. Anna's story: a qualitative analysis of an at-risk mother's experience in an attachment-based foster care program. *Attachment & Human Development*, 7(1), pp.31-49.
- Love, L. T., McIntosh, J., Rosst, M. and Tertzakian, K., 2005. *Fostering hope: preventing teen pregnancy among youth in foster care*. Washington, DC: National Campaign to Prevent Teen Pregnancy. Available at: http://www.thenationalcampaign.org/resources/pdf/pubs/FosteringHope_FINAL.pdf [Accessed 8 January 2014].
- Mantovani, N. and Thomas, H., 2013. *Resilience and survival: black teenage mothers 'looked after' by the state tell their stories about their experience of care*. Children & Society. Available at: <http://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1111/chso.12028/abstract> [Advance online publication].
- Martin, M. and Davies, S., 2007a. *An evaluation of parent and baby placements in West Sussex*. West Sussex: Social Research Unit, West Sussex County Council. Available at: <http://www.bmgsystems.co.uk/westsussex/UploadedFiles/Evaluating%20parent%20and%20baby%20placements%20report.pdf> [Accessed 6 January 2014].
- Martin, M. and Davies, S., 2007b. *An evaluation of parent and baby placements in West Sussex: summary of key findings*. West Sussex: Social Research Unit, West Sussex County Council. Available at: <http://www.bmgsystems.co.uk/westsussex/UploadedFiles/Evaluating%20parent%20and%20baby%20placements%20report.pdf> [Accessed 6 January 2014].
- Max, J. L. and Paluzzi, P., 2005. *Promoting successful transition from foster care/group home settings to independent living among pregnant and parenting teens*. Washington, DC: Healthy Teen Network. Available at: <http://www.healthyteennetwork.org/vertical/Sites/%7BB4D0CC76-CF78-4784-BA7C-5D0436F6040C%7D/uploads/%7B88D99A07-ADB4-4164-AAEAE450030A1746%7D.PDF> [Accessed 8 January 2014].
- Maxwell, A., Proctor, J. and Hammond, L., 2011. 'Me and my child': parenting experiences of young mothers leaving care. *Adoption & Fostering*, 35(4), pp.29-40.
- Nelson, K. M., 1992. Fostering homeless children and their parents too: the emergence of whole-

- family foster care. *Child Welfare*, 71(6), pp.575-584.
- Price, A. and Wichterman, L., 2003. Shared family care: fostering the whole family to promote safety and stability. *Journal of Family Social Work*, 7(2), pp.35-54.
- Pryce, J. M. and Samuels, G. M., 2010. Renewal and risk: the dual experience of young motherhood and aging out of the child welfare system. *Journal of Adolescent Research*, 25(2), pp.205-230.
- Rolfe, A., 2008. 'You've got to grow up when you've got a kid': marginalized young women's accounts of motherhood. *Journal of Community & Applied Social Psychology*, 18(4), pp.299-314.
- Rutman, D., Strega, S., Callahan, M. and Dominelli, L., 2002. 'Undeserving' mothers? Practitioners' experiences working with young mothers in/from care. *Child & Family Social Work*, 7(3), pp.149-159.
- Sinclair, I., Baker, C., Wilson, K. and Gibbs, I., 2005. *Foster children: where they go and how they get on*, London: Jessica Kingsley Publishers.
- Sisto, G. W. and Maker, M. C., 1989. Chapter 15: therapeutic foster homes for teenage mothers and their babies. *Child & Youth Services*, 12(1-2), pp.195-204.
- South West Regional Improvement & Efficiency Partnership Project, 2011. *Parent and child project information pack*. Available at: http://swnews.swcouncils.gov.uk/media/documents/PC_Project_Information_Pack.doc [Accessed 8 January 2014].
- Stockman, K. D. and Budd, K. S., 1997. Directions for intervention with adolescent mothers in substitute care. *Families in Society: The Journal of Contemporary Social Services*, 78(6), pp.617-623.
- Svoboda, D. V., Shaw, T. V., Barth, R. P. and Bright, C. L., 2012. Pregnancy and parenting among youth in foster care: a review. *Children and Youth Services Review*, 34(5), pp.867-875.
- Tyrer, P., Chase, E., Warwick, I. and Aggleton, P., 2005. 'Dealing with it': experiences of young fathers in and leaving care. *British Journal of Social Work*, 35(7), pp.1107-1121.
- Vorhies, V., Glover, C. M., Davis, K., Hardin, T., Krzyzanowski, A., Harris, M., Fagan, M. and Wilkniss, S., 2009. Improving outcomes for pregnant and parenting foster care youth with severe mental illness: an evaluation of a transitional living program. *Psychiatric Rehabilitation Journal*, 33(2), pp.115-124.
- Worsham, N. L., Kretchmar-Hendricks, M. D., Swenson, N. and Goodvin, R. L., 2009. At-risk mothers' parenting capacity: an epistemological analysis of change through intensive intervention. *Clinical Child Psychology and Psychiatry*, 14(1), pp.25-41.

付録 A

表 1 - レビューに含まれる研究の詳細

参考文献	国名	参加者の詳細 (該当する場合)	方法
Adams および Bevan (2011)	英国	親子の里親養育者 8 人とその養育機関	養育者への面接、養育機関への質問票
Adams および Dibben (2011)	英国	自治体および独立型里親養育機関	グッドプラクティスへのガイドを作成するためのディスカッション
Barn および Mantovani (2007)	英国	被養育中または離脱後 2 年以内に出産した、元被養育者の若い母親 55 人	面接、質問票
Barth (1994)	米国 (レビューには米国とヨーロッパを含む)		レビュー
Barth および Price (1999)	米国		レビュー
Budd ら (2000)	米国	被養育中の母親 75 人 (14~18 歳) : うち、被里親養育中の者は 17 人	臨床面接、家庭観察、質問票
Budd ら (2006)	米国	Budd ら (2000) のサンプル中、平均 22.5 ヶ月後に追跡調査を実施した母親 49 人 : うち、被里親養育中の者は 12 人	Budd ら (2000) に加えて、電話面接と質問票による追跡調査
Chase ら (2006, 2009) ; Knight ら (2006) ; Tyrer ら (2005)	英国	被養育中または養育終了後の、妊娠中またはペアレンティング中の若者 63 人 (15~23 歳、女性 47 人、Tyrer らは男性 16 人に焦点を当てている)、および同じ自治体の里親養育者やその他の専門家 78 人	面接
Connolly ら (2012)	カナダ		レビュー
Corlyon および McGuire (1999)	英国	被養育中または養育終了後の、妊娠中またはペアレンティング中の若者 30 人 (女性 29 人)、若者に関連するソーシャルワーカーと養育者 20 人、および同じ自治体の関係スタッフ (人数に関する情報なし)	面接
Dominelli ら (2005)	カナダ	被養育中または離脱後すぐに出産した、養育を受けたことのある母親 11 人 (16 歳~24 歳)、児童福祉ワーカー 20 人、母親に協力する実践者 40 人	母親との面接、他の人とのフォーカスグループ
Donnelly および Wright (2009)	英国	親子の措置 61 件に関連する親、里親養育者、ソーシャルワーカーおよび保健医療従事者 (各措置の人数に関する情報なし)	既存の行政データの分析、面接
Dworsky および DeCoursey (2009)	米国	被里親養育中の、妊娠中またはペアレンティング中の若者 4,590 人 (11 歳以上、女性 3,855 人)	既存の行政データの分析
Gotbaum (2005)	米国	30 の里親養育機関	調査
Haight ら (2009)	米国	被里親養育中のアフリカ系米国人の母親 3 人 (19~20 歳) ライティングワークショップへの参加者観察、面接	
Krebs および de Castro (1995)	米国	養育を受けている妊娠中またはペアレンティング中の若者 64 人 ; 彼らと協力する児童福祉およびヘルスケアスタッフ (人数に関する情報なし)。	フォーカスグループと親の調査、実践者との個人およびグループ面接

Kretchmar ら (2005) ; Worsham ら (2009)	米国	被里親養育中の母親2人(18歳、Kretchmar らは1人に焦点を当てた)	面接、質問票、観察を含むケーススタディ
Love ら (2005)	米国	被養育中の、妊娠中またはペアレンティング中の若者70人、非ペアレンティング中の若者51人(13~19歳、合計74人の女性)、里親養育者31人	フォーカスグループ

参考文献	国名	参加者の詳細(該当する場合)	方法
Mantovani および Thomas (2013)	英国	黒人マイノリティの、妊娠中またはペアレンティング中の女性15人(16~19歳)：うち、現在被里親養育中の者は10人	面接
Martin および Davies (2007a, 2007b)	英国	34人の子どもとその母親(14歳から35歳)のために行われた、39件の親子の措置に関するソーシャルワーカー	既存の行政データの分析、質問票
Max および Paluzzi (2005)	米国	サービスプロバイダー(数、役割については明記なし)	面接を行い、それによって得られた知見を専門家によるラウンドテーブルで検証(人数と役割については明記なし)
Maxwell ら (2011)	英国	母親6人(18-20歳)、元被養育者	面接、日記の記載
ネルソン (1992)	米国	民間のフォスタリング機関1件が運営する親子の措置スキーム	ケーススタディ
Price および Wichterman (2003)	米国	シェアード・ファミリー・ケアにおける措置84件に関する親(16歳~56歳、女性78人)、メンター、実践者、独立した評価者	既存の行政データの分析、質問票
Pryce および Samuels (2010)	米国	被養育中または養育終了後の、妊娠中またはペアレンティング中の女性15人(20歳前後)	面接
Rolfe (2008)	英国	養育終了後、またはその他の不利な立場にある若い母親33人(15歳~22歳)：うち、養育を受けていたのは22人	フォーカスグループ、面接
Rutman ら (2002)	カナダ	被養育中および養育終了後の若い母親に関わったことのある児童福祉ワーカー20人	フォーカスグループ
Sisto および Maker (1989)	米国	非営利のフォスタリング機関が運営する、親子の治療的な里親養育スキーム	ケーススタディ
Stockman および Budd (1997)	米国	10代の親のための里親養育や居住施設での養育を提供するサービスプロバイダー28件	調査
SWRIEPP (2011)	英国	1つの自治体が運営する親子のためのスキームにおける措置30件	既存の行政データの分析、ケーススタディ

HTTP://REESCENTRE.EDUCATION.OX.AC.UK

リースセンターは、世界的に独立した児童サービスプロバイダーである CORE ASSETS 社から資金提供を受けている。

早稲田大学大学院総合研究機構
社会的養育研究所
監訳チーム
担当：山口 敬子（京都府立大学）
2022（令和4）年2月

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION